

2

2024

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 くろ う ど

令和6年 2月号

February No. 81

もくじ

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」が公表	・・・2
令和6年度から個人住民税の特別徴収税額通知の受取方法が変わります！	・・・3
令和6年1月から両立支援等助成金に育休中等業務代替支援コースを新設	・・・4
「年収の壁・支援強化パッケージ」vol.4	・・・5
労働政策審議会建議「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について」	・・・6
雇用保険部会報告 雇用保険制度全般について見直しの方向を示す	・・・7
人事労務の相談室 Q & A	・・・8
人事労務の統計指標	・・・9
日本100名城に行こう vol.1 ～#71 福山城（広島県福山市）～	・・・10
ゆんたくひんたく	・・・11



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067

広島県福山市西町二丁目 8-27

ポートビル 4F

TEL:084-983-1198

FAX:084-983-1197

e-mail:info@kuroudo-sr.com

<https://www.kuroudo-sr.com>

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」が公表されました

政府は、令和5年12月下旬、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」を閣議決定し、これを公表しました。

これは、全世代型社会保障構築のための今後の取組を、

(1) 働き方に中立的な社会保障制度等の構築

(2) 医療・介護制度等の改革

(3) 「地域共生社会」の実現に分類し、それぞれについて、

① 来年度(2024年度)に実施する取組

② 2028年度までに実施について検討する取組

③ 2040年頃を見据えた中長期的な課題に対して必要となる取組

を示すものです。

ここでは、(1)ー①を紹介します。

全世代型社会保障構築を目指す 改革の道筋(改革工程)

働き方に中立的な社会保障制度等の構築 ／来年度(2024年度)に実施する取組の ポイント

来年度(2024年度)に実施する取組 (労働市場や雇用の在り方の見直し)

□「同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しの検討

……「同一労働同一賃金」については、その履行確保に向けた取組を一層強力に推進するとともに、「同

一労働同一賃金ガイドライン」を含めたパートタイム・有期雇用労働法の施行後の状況に関する調査結果を踏まえ、必要な見直しを検討する。

□「多様な正社員」の拡充に向けた取組……勤務地等を限定した「多様な正社員」の導入拡大を図るため、企業が自らの雇用管理上の課題を分析・把握し、ステップを踏んで「多様な正社員」制度等を選択・導入できるよう、「課題分析ツール」の作成等を行う。

□非正規雇用労働者の待遇改善に係る取組状況に関する企業の取組の促進

□経験者採用(中途採用)に関する企業の取組の促進

□三位一体の労働市場改革の推進

□成長意欲のある中堅・中小企業のグループ化に向けた支援

2024(令和6)年度には、同一労働同一賃金など、非正規雇用の労働者の待遇の在り方が再び注目を集めそうですね。今後の動向に注目です。

なお、同日に、「こども未来戦略」、「こども大綱」についても閣議決定されています。

今後の社会保障制度の方向性を示す重要な閣議決定が行われていますので、必要であれば、これらも含め、その原文を紹介いたします。気軽にお声掛けください。

令和6年度から個人住民税の特別徴収税額通知の受取方法が変わります！

個人住民税（市町村民税・道府県民税）について、地方税ポータルシステム（eLTAX）では、平成28年度から個人住民税特別徴収税額通知書のうち、特別徴収義務者用について電子的に特別徴収義務者に送付することが可能となっています。

令和6年度以後は、個人住民税特別徴収税額通知書のうち、納税義務者用についても、電子的に特別徴収義務者を介して納税義務者へ送付することが可能になります。

会社（特別徴収義務者）は、令和6年1月31日期限の給与支払報告書をeLTAXで提出する際には、納税義務者用の正本を、紙の通知で受け取るか、電子データの通知を受け取るかを選択することになります。

自社の従業員の利便性も考慮して選択するようにしましょう。

詳細につきましては、気軽にお尋ねください。

個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データでの受取の手続など
（地方税共同機構の資料より）

1

個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）を電子データでも受け取れるようになります

**受取方法はお勤め先（特別徴収義務者）が選択し、
全従業員（納税義務者）同一となります。**



2

電子データの通知（通知書ファイル等）の受け取りイメージ（※②の場合）

手順 1

お勤め先から以下のファイルを受け取ります。

- ①  通知書ファイル（ZIPファイル）
- ②  「個人住民税の特別徴収税額通知書のパスワード確認方法のご案内」ファイル（PDFファイル）

手順 2

② のファイルに記載された専用URLから通知書ファイルを解凍するパスワードを取得します。

※専用URLは通知書ごとに異なります。

手順 3

取得したパスワードで① のファイルを解凍して、通知書の内容を確認します。

（留意事項）通知書ファイルはAES-256形式で圧縮しているため、Windows標準のエクスプローラーでは解凍できません。対応する解凍ソフトを利用してください。対応するソフトはeLTAX 特徴税通パスワード確認サイト操作マニュアルを参照ください。

令和6年1月から両立支援等助成金に新コース！ 育休中等業務代替支援コースを新設

雇用保険法に基づく助成金の一つである両立支援等助成金について、これまでの「出生時両立支援コース」の代替要員加算及び「育児休業等支援コース」の業務代替支援を見直し、育児休業取得時等の業務代替支援として独立・拡充させた「育休中等業務代替支援コース」が新設されました（令和6年1月～）。そのポイントを紹介します。

育児休業を取得した労働者が行っていた業務について、周囲の労働者に手当等を支払った上で代替させた場合のほか、育児のための短時間勤務制度を利用した労働者が行っていた業務について、周囲の労働者に手当等を支払った上で代替させた場合にも、助成金が支給されることになりました。

これを機に、就業規則等を整備して、育児休業を取得した労働者や育児短時間勤務制度を利用した労働者の代替の仕組みを取り入れてみてはいかがでしょうか？

両立支援等助成金／育休中等業務代替支援コースのポイント

■新設された「育休中等業務代替支援コース」の概要（令和6年1月～）

一定の中小企業事業主が、**手当支給等**（中小企業事業主が周囲の労働者に手当等を支払って代替させた場合）と、**新規雇用**（代替する労働者を新規雇用した場合）を対象として支給。

→今回、実質的に新設されたのは、**手当支給等**の「短時間勤務（育児短時間勤務制度を利用した労働者の代替）」です。そのポイントは次のとおり。

＜手当支給等（短時間勤務）のポイント＞

主な要件	①制度利用者や業務代替者の業務の見直し・効率化を行う ②代替業務に対応した手当等の制度を就業規則等に規定する ③制度利用者に1か月以上の育児のための短時間勤務制度を利用させる ※1日所定労働時間7時間以上の労働者が、1日1時間以上短縮した場合が対象 ④③の制度利用期間中の業務代替期間について、手当等による賃金増額を行っている ・手当は代替内容を評価するものであり、労働時間に応じて支給される賃金でないこと ・手当総額で3千円以上支給していること（最低支給額の基準） ※1か月未満の場合は、1日あたり150円と比較して低い方を基準とする。
助成額	対象制度利用者1名あたり、以下1, 2の合計額を支給。 1.業務体制整備経費：2万円 2.業務代替手当：業務代替者に支給した手当の総額の3/4 ※手当の対象人数に関わらず、支給総額を対象として計算。3万円/月が助成金の上限。 ※子が3歳になるまでの期間が対象（支給申請は1年ごと）。 ●有期雇用労働者加算 対象制度取得者が有期雇用労働者の場合に、支給額に1人当たり10万円を加算 ※業務代替期間が1か月以上の場合のみ対象。 ●育児休業等に関する情報公表加算 自社の育児休業取得状況等に関する情報を公表した場合、支給額に1回限り2万円を加算

「年収の壁・支援強化パッケージ」vol.4

「企業の配偶者手当の見直しの促進」の概要

政府が決定した「年収の壁・支援強化パッケージ」には、「企業の配偶者手当の見直しの促進」も含まれています。その概要を確認しておきましょう。

企業の配偶者手当の見直しの促進について（厚労省の資料）

例えば、夫の会社の配偶者手当をもらうため、他社で働いている妻が、手当受取りの収入基準を超えないように働き控えをする場合もあり、社会保障制度だけでなく、企業の配偶者手当が、いわゆる「年収の壁」として、就業調整の一因となる場合がある。

↓ そこで

政府は、企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表

＜見直しの具体例＞

- ☐ 配偶者手当の廃止（縮小）
＋ 基本給の増額
- ☐ 配偶者手当の廃止（縮小）
＋ 子ども手当の増額
- ☐ 配偶者手当の廃止（縮小）
＋ 資格手当の創設
- ☐ 配偶者手当の収入制限の撤廃 など

＜見直しの手順のフローチャート＞

Step 1	<u>賃金制度・人事制度の見直し検討に着手</u> まずは、他社の事例も参考に自社の案を検討
Step 2	<u>従業員のニーズを踏まえた案の策定</u> アンケートや各部門からヒアリングを行い、自社にあった案に絞り込んでいく
Step 3	<u>見直し案の決定</u> 決定の過程では、「労使での丁寧な話し合い」、「賃金原資総額の維持」、「必要な経過措置」について留意する必要がある。
Step 4	<u>決定後の新制度の丁寧な説明</u> 見直しの影響をうける従業員に丁寧な説明を行い、新制度を従業員の満足度向上につなげましょう

見直しを契機として、配偶者手当の原資をもとに、共働きの方や独身の方、能力開発に積極的な方など、いろいろな方が活躍できる賃金・人事制度を改めて考えることが推奨されています。そうすることで、自社の人材確保のためにも役立つとされています。

他社の事例や見直しに向けて考慮すべき事項などを詳しく知りたい場合は、気軽にお尋ねください。

労働政策審議会建議「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について」を公表

労働政策審議会（厚生労働省の諮問機関）は、令和5年12月下旬に、仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について、厚生労働大臣に対して建議を行いました。厚生労働省では、この建議の内容を踏まえて法改正の準備を進めることとしており、今後の方向性を示す重要な建議といえます。報道でも話題になりましたが、特に注目を集めていたものを抜粋して紹介します。

建議から抜粋／子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応など

子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応

- (1)子が3歳になるまでの両立支援の拡充
- テレワークを活用促進するため、事業主の努力義務とする。
 - 短時間勤務制度について、1日6時間を必置とした上で、他の勤務時間も併せて設定することを促進するとともに、短時間勤務制度を講ずることが困難な場合の代替措置にテレワークを追加する。
- (2)子が3歳以降小学校就学前までの両立支援の拡充
- 各職場の事情に応じて、事業主が柔軟な働き方を実現するための措置の選択肢*から労働者が選択可能なものを2以上選択して措置を講じる義務を設け、労働者はその中から1つ選べることにする。
- *始業時刻等の変更、テレワーク等、

短時間勤務制度、保育施設の設置運営等、新たな休暇の付与

- 労働者は権利として子が小学校就学前まで所定外労働の制限（残業免除）を請求できることとする。

(3)子の看護休暇制度の見直し

- 感染症に伴う学級閉鎖等や子の行事参加（子の入園式、卒園式及び入学式を対象）にも利用できるようにし、請求できる期間は、小学校3年生修了時までとする。

仕事と育児の両立支援制度の活用促進

- 男性の育児休業取得率の公表義務の対象を、常時雇用労働者数1,000人超の事業主から300人超の事業主に拡大する。

介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等

- 事業主に以下の措置を講ずることを義務付ける。
 - ・介護に直面した労働者が申出をした場合に、両立支援制度等に関する情報の個別周知・意向確認
 - ・介護に直面するよりも早期（40歳等）の情報提供
 - ・研修や相談窓口の設置等の雇用環境の整備
- 介護期の働き方について、テレワークを事業主の努力義務とする。

今後の動向に注目です。新たな動きがありましたら、改めてお伝えします。いち早く概要をつかんでおきたい場合は、原文を紹介いたします。気軽にお声掛けください。

雇用保険部会報告 雇用保険制度全般について見直しの方向を示す

労働政策審議会（厚生労働省の諮問機関）の雇用保険部会では、雇用保険制度の見直しについて議論を進めてきましたが、その方向について結論を得たという

ことで、令和6年1月上旬に、「雇用保険部会報告」を提示しました。主に、次のような項目について、見直しの方向が示されています。

雇用保険部会報告の主な項目

- 週所定労働時間 20 時間未満の労働者に対する『雇用保険の適用拡大』
- 正当な理由のない自己都合離職者への基本手当の給付制限期間の見直し
- 教育訓練給付の拡充
- 教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設
- 出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するための育児休業給付の給付率の引上げ
- こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択したことに伴う賃金の低下を補い、時短勤務の活用を促すための給付の創設
- 育児休業給付を支える財政基盤の強化

報道などで最も注目を集めたのは、『雇用保険の適用拡大』です。詳細を見ておきましょう。

現在、週の所定労働時間が20時間以上の雇用労働者を適用対象としている雇用保険制度について、雇用労働者の中で働き方や生計維持の在り方の多様化が進展していることを踏まえ、雇用のセーフティネットを拡げる観点から、週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者にも適用することとし、事業主の準備期間等を勘案して、2028（令和10）年度中に施行することとすべきである。

今後の動向に注目です。新たな動きがありましたら、改めてお伝えします。いち早く概要をつかんでおきたい場合は、原文を紹介いたします。気軽にお声掛けください。

お仕事
カレンダー
2月



2/13

● 2024 年 1 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

2/16

● 2023 年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告・納付開始（～3月15日）

2/29

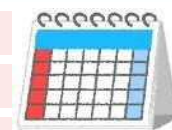
● 1 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

● 2023 年 12 月決算法人の確定申告と納税・2024 年 6 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）

● 3 月・6 月・9 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

● じん肺健康管理実施状況報告の提出

● 固定資産税（都市計画税）第 4 期分の納付（市区町村の指定日まで）



人事労務の相談室 Q&A

Q.

当社では、このたび高校生（17歳）を初めてアルバイト採用します。働いてもらうに当たって、何か注意することがあれば教えてください。

A.

年少者（満18歳未満の者）を雇う場合は、①年齢証明書、②時間外・休日労働、③深夜労働、④変形労働時間制などに制限が設けられていますので、特に注意が必要です。

年少者とは

労働基準法は、満18歳未満の者を総称して「年少者」と呼び特別の保護の対象としています（なお満15歳に到達日以後最初の3月31日が終了するまでは「児童」として更に保護されます）。

年齢証明書の備え付け

会社が年少者を雇う場合、その年齢を証明する「年齢証明書」を事業場に備え付ける義務があります。年齢証明書とは、戸籍に基づく氏名と生年月日の確認を求められていることから、年少者の本籍地がある地方自治体で証明書を発行してもらうしか方法はありません。

時間外・休日労働の制限

時間外・休日労働については、36協定の適用が年少者は排除されています。そのため、1日8時間を超える労働は禁止、休日労働は禁止というのが年少者に対しての原則的な取り扱いとなります。

深夜労働の制限

深夜労働についても同様に、年少者が午後10時から午前5時までの間に働くことは原則禁止されています。

変形労働時間制の制限

変形労働時間の適用も排除されていますので、年少者に対し変形労働時間を適用して働いてもらうことは原則禁止されています。

まとめ

上記の通り、年少者には労働基準法で特別に手厚く保護する規定が設けられています（一部例外的な取り扱いも認められていますが、今回は省略しています）。万が一、18歳以上の労働者と同じ条件で年少者を働かせていると労働基準法違反になるおそれがあります。知らなかったでは済まされないため、年少者を雇用する際には、事前に保護する規定の把握や対策をしておくことが会社として重要だと思われます。

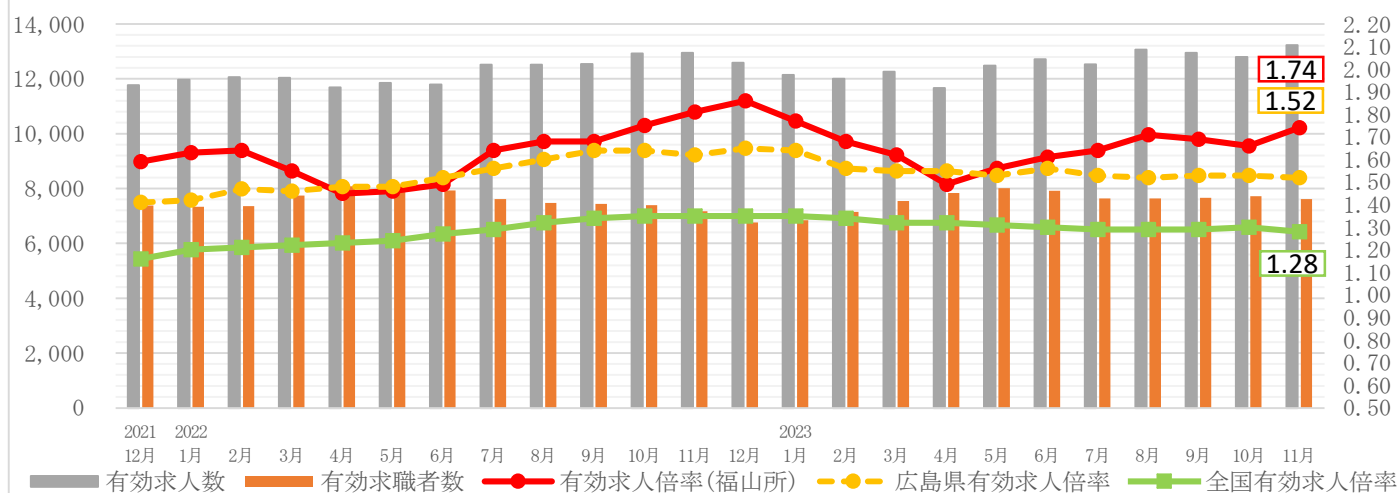
人事労務の統計指標

労働関係指標 (2023 年 11 月)

有効求人倍率 (季節調整値※)	全国	1.28 倍	有効求人数	全国	2,481,457 人	有効求職者数	全国	1,873,579 人
	広島県	1.52 倍		広島県	68,150 人		広島県	44,971 人
	福山市	1.74 倍		福山市	13,228 人		福山市	7,616 人

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

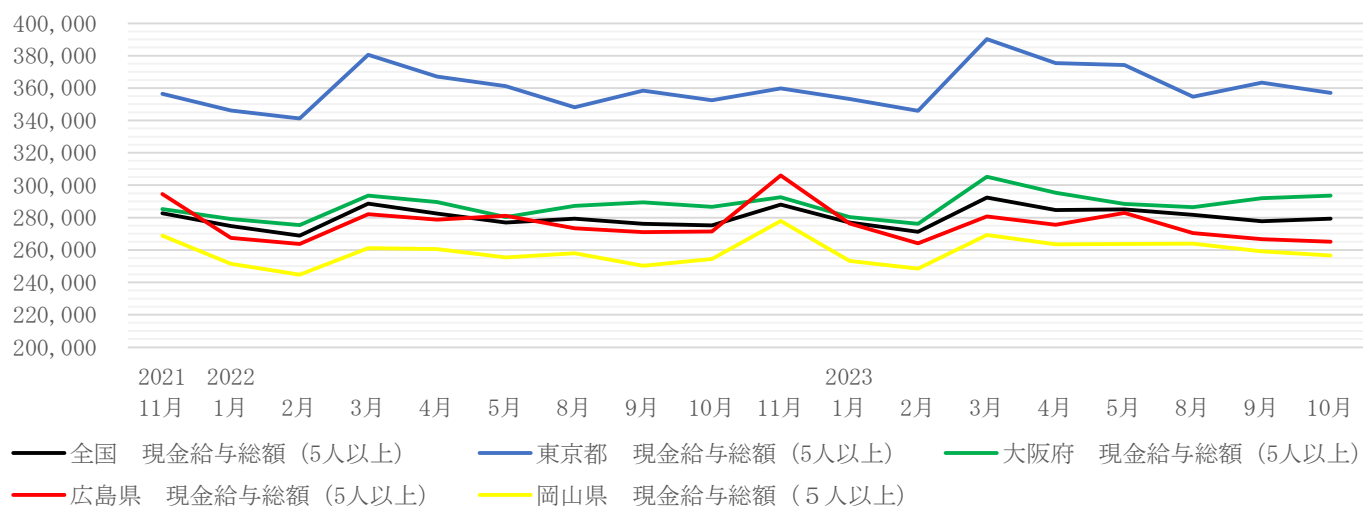
月間有効求人・求職・求人倍率の推移



定期給与 現金給与総額 (2023 年 10 月)

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
279,232 円	356,965 円	293,542 円	265,113 円	256,648 円

現金給与総額



参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他

日本100名城に行こう vol.1

～#71 福山城（広島県福山市）～

【再建天守／鉄筋コンクリート造】

- ① 城区分：平山城
- ② 築城年：1622 年
- ③ 築城者：水野勝成
- ④ 指定文化財
 - ・伏見櫓（重要文化財）
 - ・筋鉄御門（重要文化財）

「日本 100 名城認定者」になることを決意してから、まず最初に訪問したのが今回ご紹介する福山城です。いつでも事務所から天守を眺めることができるので、私にとって最も身近なお城と言えます。最寄り駅である福山駅の目の前という好立地、かつ、標高 20m の微高地に築城されていることから、全国屈指の訪問しやすい名城ではないでしょうか。

休憩時間を利用して事務所から天守へ。天守までは徒歩 5 分、券売機で入場券を購入し、天守内にあるスタンプ設置場所へと向かいます。こうしてリスタートして最初の名城訪問の旅は 10 分程度で終了しました。やや味気なくもありましたが、決意後すぐにでも訪問できる福山城の存在は非常に大きかったですね。

ここからは福山城の見どころを少しですがご紹介します。

その最たるものは城の規模が破格であることでしょう。10 万石（備後福山藩）規模のお城としては考えられない巨城となっており、天守も 5 重 6 階というこれまた破格の大きさです。特に全国唯一の「天守北側鉄板張り」は、全国でここ福山城だけでしか見ることはできません。

また、京都伏見城から移築された伏見櫓は築城当時の姿を現代に留めており、筋金御門と一緒に重要文化財に指定されています。

旧国宝にも指定されていた福山城天守でしたが、1945 年 8 月 8 日の福山大空襲により焼失。現在は再建天守として、往時の姿を今に伝えてくれます。2022 年に「天守北側鉄板張り」が復元され公開されていますので、その唯一無二の姿は、まさに一見の価値あります。

さて、次回は標高 430m の山頂に立つあの名城です。どうぞお楽しみに！

（橋本）



ゆんたくひんたく

例年なら一年で一番寒い二月ですが、今年も暖冬の様です。

自家菜園の白菜や大根、水菜といった季節野菜が食べてと言わんばかりに大きく育ち、野菜のたっぷり入ったアツアツ鍋を週一で楽しんでいます。育ちざかりの子がいるとあ、という間になくなり、とても喜んで食べてくれて、こちらも嬉しくなります。

以前は丁寧にダシを取って、味付けして作っていましたが、市販のつゆの美味しさには敵いません。最近では沢山の種類があり、迷いながら購入するのも楽しみの一つです。家族がどんな味を好みか考えながら選ぶ鍋つゆは今のところ大当たり。手抜きと思いきや侮るなかれ、会話しながら囲む鍋はいじもイキもポカポカに温まる最高のコミュニケーションツールです。

最近のブームは白菜鍋つゆで、鍋いっぱい白菜を入れて作っています。食べごろには四分の一ぐらいになった白菜を競い合って食べる子ども達の姿には成長の勢いを感じます。

あまりしゃべらなくなった思春期の子ども達ですが、鍋を囲んで温まってくると自然に口数が増え、学校での出来事を話してくれたり。母親のわたしにとっては嬉しいのと安心感と美味しいのと、ずっとならば食べていたい気持ちになります。

冬だけでなく、季節を問わず、いいことだらけの鍋を作り、楽しんでいきたいです。

(箱田)